

令和9年度概算要求(臓器移植対策の推進)について

第82回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和9年度概算要求額 **58億円（38億円）**（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 13億円

臓器移植対策の推進

29億円（14億円）

1 事業の目的

国民一人ひとりが臓器移植について理解を深め、家族等と話しあった上で意思表示をしていただけるような普及啓発に係る取組を行うとともに、善意の意思による臓器提供が確実に移植に結びつくよう、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設の更なる体制強化を進めていく。

2 事業の概要

- ①臓器移植対策事業費（臓器あっせん機関運営費） **19億円（11億円）**
臓器のあっせんが公平かつ適切に行われるよう、臓器あっせん機関の体制強化を図る。
(主な事業)
●ドナー関連業務実施法人の拡充等に関して **5.6億円（3.1億円）**
より効率的なあっせんが可能となるよう、家族への説明や同意取得等のドナー関連業務を実施する法人（ドナー関連業務実施法人）を各地域に設置する取組を進めている。当該法人が設置された地域では、日本臓器移植ネットワーク（JOT）が業務支援を行い、円滑に業務移行が行われるようにするとともに、業務移行が完了したドナー関連業務実施法人が安定的に臓器あっせん業務を行える体制を整備していく。
●レシピエント検索システムの改修について **3.9億円（－）**
JOTがドナー発生時のレシピエント候補者の選定を行う際に使用するレシピエント検索システムの保定期限が令和9年度までとなっていることから、当該システムの改修を行う。
- ②臓器移植体制総合推進支援事業費 **9.7億円（2.8億円）**
臓器提供の実績がある施設が中核となり、臓器提供を実施する意欲のある施設でまだ経験の浅い施設に対して、臓器提供体制整備に係る教育や支援を行うとともに、臓器提供の実施が困難な施設から転院搬送による受け入れを行うことで、臓器提供体制の更なる強化を図る。
また、多数・多臓器の移植を実施する施設に負担が集中していることから、そのような施設が臓器の摘出手術を相互に支援できる体制の構築等を通じて、移植実施体制を強化していく。
- ③普及啓発等事業費 **36百万円（36百万円）**
臓器提供の意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のために必要な経費等を確保することにより、国民に臓器提供に関する意思を表示することや家族等と話し合うことの重要性を理解いただく。

3 実施主体等

- ◆実施主体：①臓器あっせん機関、②医療法人等、③国
- ◆補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供
令和7年度：155名（令和6年度：139名）

※上記の他、概算要求額には、移植医療の研究の推進として1.8億円（1.5億円）を計上している。

造血幹細胞移植対策の推進

29億円（24億円）

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年かつ応諾率の高い骨髄等ドナー登録者やより高品質な臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築等を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤である両バンクが安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

- ①骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） **6.6億円（5.1億円）**
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援するとともに、新たな骨髄バンクドナーの登録方法であるオンライン登録の導入に向けた検討を行う。
- ②骨髄データバンク登録費 **5.9億円（5.8億円）**
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。
- ③臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費） **8.5億円（6.6億円）**
臍帯血の採取施設支援や、妊婦とその家族への普及啓発により臍帯血採取数等の増加を図るとともに、次世代HLA型検査を導入することで、臍帯血移植における移植成績の向上を図る。加えて、臍帯血提供者の問診票のオンライン化など業務効率化を進めることで、臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ④造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 **1.5億円（50百万円）**
造血幹細胞移植の治療成績や安全性の向上につなげるため、患者の治療内容やドナーの健康情報を収集・分析するシステムの更改を進め、データ処理・解析を行う。
- ⑤造血幹細胞提供支援機関事業 **2.4億円（2.1億円）**
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ⑥造血幹細胞移植医療体制整備事業 **4.1億円（3.8億円）**
移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- ◆実施主体：①（公財）日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県等
- ◆補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆骨髄バンクドナー登録者数：564,155人（令和8年3月末時点）
- ◆臍帯血新規公開本数：2,978本（令和7年度）
- ◆移植数：2,414件（令和7年度）（内：骨髄移植等 1,033件 臍帯血移植 1,381件）

【参考】増額した主な事業の詳細

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和9年度概算要求額 5.6億円（3.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

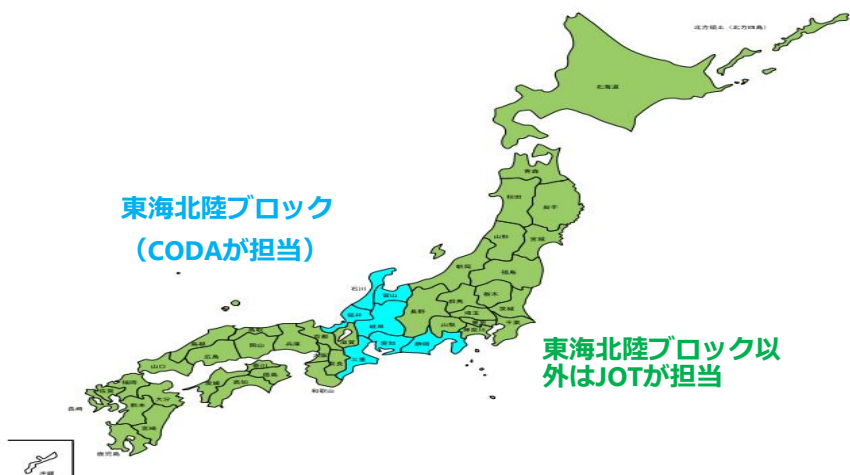
1 事業の目的

- 死後に提供された臓器が公平、公正に移植希望者に移植されるよう、臓器あっせん機関が臓器をあっせんしており、これまでは、日本臓器移植ネットワーク(JOT)が、眼球を除く全国における全てのあっせん業務を担ってきた。
- 臓器提供数の増加を踏まえ、今後も安定的な臓器のあっせんが可能となるよう、あっせん業務のうち、ドナー家族への同意取得等のドナー関連業務をより提供機関に近い地域単位で実施する法人を各地域に設置することとし、令和8年1月30日付で1例目となるドナー関連業務実施法人(CODA)を設置した。
- ドナー関連業務実施法人が設置された地域では、JOTが業務支援を行い、円滑に業務移行が行われるようにするとともに、JOTによる業務移行が完了したドナー関連業務実施法人が安定的に臓器あっせん業務を行える体制を整備していく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

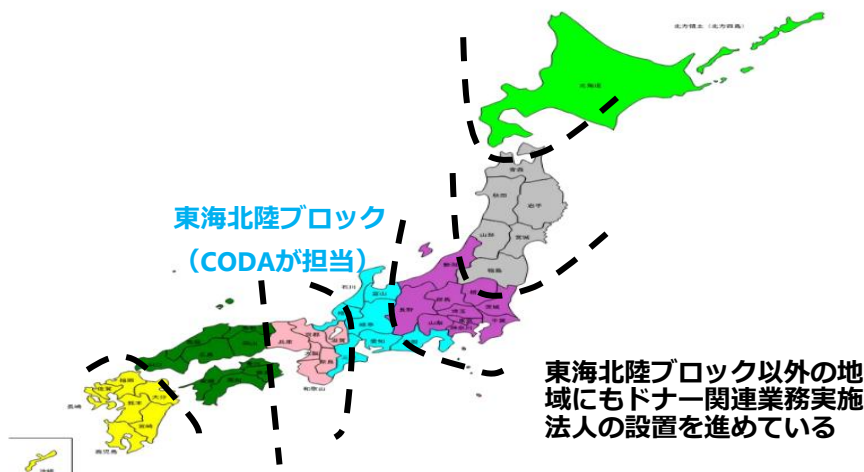
現在

- CODAが東海北陸ブロックにおけるドナー関連業務を担当し、それ以外の地域におけるドナー関連業務はJOTが担当。
- 東海北陸以外にドナー関連業務実施法人の設置を進めている。
- 全ての地域における移植候補者の選定等のマッチング関連業務は、JOTが担当



令和9年度以降(将来像イメージ)

- ドナー関連業務実施法人が設置された地域では、当面の間、JOTが業務支援を行い、移行が完了した地域では単独でドナー関連業務を実施
- ドナー関連業務実施法人も臓器移植に係る普及啓発活動等を実施
- CODAを中心に、各ドナー関連業務実施法人等が連携して、課題や今後の方針等を検討する会議体を設置。
- 全ての地域におけるマッチング関連業務はJOTが担当



令和9年度概算要求額 9.7億円（2.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 臓器移植の円滑な実施にあたっては、臓器提供施設や移植実施施設における体制強化が必要不可欠となる。
- 臓器提供施設に関しては、臓器提供を実施する意欲のある施設でまだ経験の浅い施設に対して、臓器提供体制整備に係る教育や支援を行うとともに、臓器提供体制を整備する意向のない医療機関や臓器提供ができない医療機関から、転院搬送による受け入れを行うことで、善意の意思が確実に臓器提供に結びつく体制を整備していく。（臓器提供施設連携体制構築事業）
- 移植実施施設に関しては、多数・多臓器の移植を実施する施設に負担が集中していることから、そのような施設が臓器の摘出手術を相互に支援できる体制の構築等を通じて、多数・多臓器の移植を実施する施設の体制整備を推進していく。（臓器移植実施体制推進支援事業）

2 実施主体および事業の概要

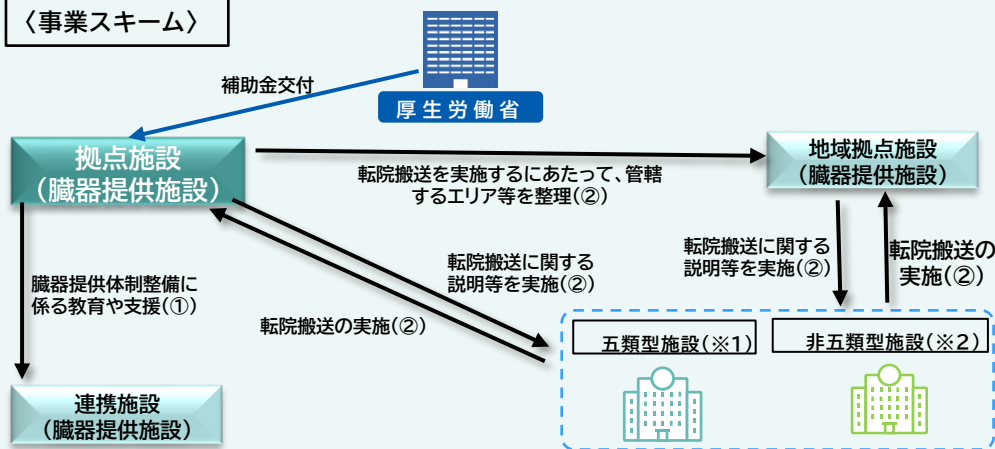
〔実施主体〕 医療法人等（臓器提供施設、移植実施施設）、〔補助率〕 定額（10／10相当）

（1）臓器提供施設連携体制構築事業

実績のある臓器提供施設（拠点施設）が中核となり、以下の事業を実施。

- ①臓器提供を実施する意欲のある施設でまだ経験の浅い施設に対して、臓器提供体制整備に係る教育や支援を行う。（既存事業）
- ②実績のある地域の臓器提供施設とも連携して、地域の医療機関（5類型施設・非5類型施設）からの転院搬送の受け入れを実施。（新規事業）

〔事業スキーム〕



〔※1〕臓器移植法ガイドライン第4の3の要件を満たしている施設のことを指す。当該要件を満たしている施設は、全国に約900施設あり、全施設に対して毎年実施している調査では、今後臓器提供体制を整備する予定がないと回答している施設が約350施設あり、そのような施設群のことを指す。

〔※2〕臓器移植法ガイドライン第4の3の要件を満たしている臓器提供施設以外の一般の医療機関。

（2）臓器移植実施体制推進支援事業

多数・多臓器の移植実施施設（移植実施推進施設）が以下の事業を実施。

- ①他の移植実施施設と協力して臓器摘出チームを結成し、近隣の臓器提供施設でドナーが発生した際に、当該チームが臓器の摘出等を代行
- ②移植内科医やレシピエント移植コーディネーター等の養成・配置
- ③移植が必要な患者が適切なタイミングで移植実施施設に紹介され、術後は再び地域で診療されるよう、地域の医療機関に対する教育や情報提供を実施
- ④他の移植実施施設の移植外科医等を自施設に受入れ、実地教育を実施

〔※〕いずれの事業も令和7年度補正予算の事業と同様。

〔事業スキーム〕

